

## 条 例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「街頭犯罪や侵入盗、あるいは、無防備な子どもを対象とした犯罪」を「都市化や情報化の進展など社会環境の変化による価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域の連帯感の希薄化、社会的な規範意識の低下などを背景に、子供、高齢者、女性等を狙った犯罪、インターネットを利用した犯罪、あるいは、街頭犯罪や侵入盗」に、「発生する犯罪が多発」を「多くの犯罪が発生」に改め、「また、街頭犯罪の多くを少年が占めているように、社会的な規範意識の低下が大きな影を落としていることがうかがえる。」を削り、「犯罪を行いうる状況をとらえて」を「人の目が行き届いていない、犯罪を行おうとする者が近づきやすい又は防犯意識が低い等の犯罪を行いやすい状況」に、「の「機会」に乗じて」を「を誘発する「機会」を利用して」に、「の「機会」を」を「を誘発する機会を」に、「あいさつ」を「挨拶」に改める。

第二条中「かんがみ」を「鑑み」に、同条第四号中「子ども」を「子供、高齢者、女性等」に改める。

第七条第二項中「県民等」の下に「（以下これらを「県民等」という。）」を加える。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二條とする。

第十八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十三条から第十六条までを三条ずつ繰り下げる。

第十二条中「さく」を「柵」に改め、同条を第十五条とし、第十一条を第十四条とする。

第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（児童等の教育の充実）

第十三条 県は、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童等が犯罪被害を受

けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（啓発活動及び広報活動）

第九条 県は、防犯のまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、市町村と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（子供、高齢者、女性等の安全の確保）

第十条 県は、市町村及び県民等と連携して、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。